

共1 公共土木工事の事務手順の概要

初版 平成22年7月

改定 平成25年4月

改定 平成28年3月

改定 平成31年3月

1 工事関係書類一覧表

「工事関係書類様式等ダウンロード一覧」

※加工可能形式ファイル（Excel、Word）は以下のURL参照

http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka_top.html

※一覧表は、しゅん工書類を観点にした書類を掲載している。

建設工事の施工にあたっては、一覧表に掲載した以外の書類が、施工中発生する事案への対応、施工上必要となる監督員指示、及び関係法令等により必要となる場合がある。

長野県建設工事 工事関係書類一覧表

平成31年4月1日適用

種別	NO.	書類名称	契約額 別不要 書類		受注者作成書類の位置付け		提出 報告 指示			監督員等 監督員 監督員等 監督員等 監督員等 監督員等	監督員等 監督員 監督員等 監督員等 監督員等 監督員等	監督員等 監督員 監督員等 監督員等 監督員等 監督員等	書類等作成上の留意事項		書類作成の根拠	
			契約額 500万円未満	発注者 800万円未満	特記仕様書	共通仕様書	報告	指示	監督員等 監督員 監督員等 監督員等 監督員等 監督員等							
契約図書	1	共通仕様書	○	○	○	○									平成30年10月1日適用	
	2	特記仕様書	○	○	○	○									共通仕様書1-1-1-2	
	3	図面	○	○	○	○									共通仕様書1-1-1-2	
	4	現場説明書	○	○	○	○									共通仕様書1-1-1-2	
	5	質問回答書	○	○	○	○									共通仕様書1-1-1-2	
	6	工事数量総括表	○	○	○	○									共通仕様書1-1-1-2	
その他	7	説明書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事 の場合	×		○	○	○*								・少なくとも下記5項目について契約前にご書面により説明する。 一 解体工事の場合、解体する建築物等の構造 二 新築工事である場合、使用する特定建設資材の種類 三 工事着手の時期及び工程の概要 四 分別解体等の計画 五 解体工事の場合、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み	
	8	工事請負契約書	○	○	○	○	○	○							地方自治法 第234条 長野県財務規則 第140条 建設業法 第19条	
	9	契約書別紙 (分別解体の方法等) ※建設リサイクル法対象工事の場 合	×	○	○	○	○*								建設リサイクル法 第13条 公共建設工事における分別解体等・再 資源化等及び再生資源活用工事実施 要領(土木) (2)3項	
	10	請負代金内訳書			○	○	○	○							・契約書第3条に規定する請負代金内訳書を作成し、契約締結後5日以内に 発注者には健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示する。 ・内訳書には賃金表記する以下の書類添付する。 ・分別解体等の方法、解体工事に要する費用 ・特定建設資材廃棄物について)再資源化等をするための施設の名称及び 所在地、再資源化等に要する費用	
契約関係書類	11	工程表			○	○	○	○							工事請負契約書第3条第1項及び第2項 ・内訳書に提出する。	
	12	技術者等の通知書			○	○	○	○							工事請負契約書第10条第1項 ・資格を証明する以下のお問い合わせする。 監理技術者、資格者証の写し 主任技術者、資格該当要件を満たす証明書 ・所屬証明:保険証等、開札日以前3ヶ月以上の履歴用が証明できる公的な書類の写し ・前払金を請求する際作成、提出する。	
	13	前払金請求書			○	○	○	○							工事請負契約書第34条第1項 ・受注・変更、完成・訂正時に工事実績情報として登録のための確認のお願いを 作成、監督員等の確認を受ける。 ・確認後所定の期日内に登録を行う。登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に 届いた際は、速やかに監督員等に提示する。 ・変更登録は、工期・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ ・変更の場合には、原則として登録を必要としない。	
	14	コリングズ(工事実績)登録 及び「登録内容確認書」	×		○	○	○	○		○					共通仕様書1-1-1-7 電子納品に係る実施要領 情報共有システム実施要領	
その他	15	電子納品着手、検査・納品前 協議チエックシート			○	○	○	○			○				・電子納品の実施にあたり、チェックシートにより受注者間で協議・確認を行う。 ・着手時協議チエックシートは、協議前に電子データで監督員に提出。	
	16	品質証明員通知書			○	○	○	○*							・設計図書で品質証明の対象工事と明示され、品質証明員を定めた場合、書面によ り氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督員等に提出する。	
	17	通知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事 の場合			○	○	○	○*							・監督員は、工事着手前に通知を行う。また、発注者は通知書の写しを受注者に交付す る。	

種別 NO.	書類名称	契約額 別不要 書類		受注者作成書類の位置付け 500 万円未満	受注者 監督員等 契約担当	書類作成者 △※	受注者 監督員等 監督員等 監督員等 監督員等 監督員等 監督員等 監督員等	書類等作成上の留意事項		書類作成の根拠 建設業法第26条第2項	
		契約額 別不要 書類	500 万円未満								
工事書類											
施工計画 施工体制 確認	19 下請負人通知書										
施工計画書 施工計画書 施工計画書	20 施工計画書 (原則として全工事で提出する。 ただし、工事内容等により、 監督員等が不要と認めた場合 はこの限りではない。)			○ ○							
告知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事 の場合	21 告知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事 の場合	x		○ ○*							
再生資源利用計画書	22 再生資源利用計画書			○ ○							
再生資源利用促進計画書	23 再生資源利用促進計画書			○ ○							
施工体制 確認	24 施工体制台帳 (元請人、下請人に関する事項)			○ ○							

種別	NO.	書類名称	契約額 別不要 書類 500 800 万円未満 万円未満	書類作成者 受注者 発注者	受注者 監督員等 監督員等 監督員等 監督員等	受注者 監督員等 監督員等 監督員等 監督員等	受注者 監督員等 監督員等 監督員等 監督員等	受注者 監督員等 監督員等 監督員等 監督員等	受注者作成書類の位置付け		建設業法第24条の7の第2項 工事現場等における適正な施工体制 の確保等に関する運用について(通知)	建設業法施行規則第14条の二の二の 一 廃棄物の処理及び処理に関する法律 施行令第6条の二第四項	建設業法施行規則第14条の三 建設業法施行規則第24条のアの項 入契法第13条第3項 共通仕様書1-1-1-15-2 工事現場等における適正な施工体制 の確保等に関する運用について(通知)	建設業法第24条のアの項 入契法第13条第3項 共通仕様書1-1-1-15-2 現場説明書 別紙-3 指導事項(4)
									提出	報告				
施工計画書類	25	再下請通知書 (施工体制台帳添付資料)	○	○	○	○	○	○	※再下請がある場合					
施工体制 施工計画書類	26	下請契約書、委託契約書写し (施工体制台帳に添付)	○	○	○	○	○	○	・産業廃棄物運搬・廃棄業者への委託契約書は、建設副産物の適正処理の観点からも 確認が必要であり、写しを提出する。廃棄物処理に係る許可証の写し及び数量集計表 を添付する。					
施工体制 施工計画書類	27	施工体制台帳作成建設工事の 下請負人に対する通報の写し (施工体制台帳に添付)	○	○	○	○	○	○	・受注者は、下請負人に対し、次の事項を書面により通知することもしくは書面を工事現場 の看板ややすい場所に掲示する。 1 元請業者の商号又は名称、2 両下請負通知が必要とする旨並びに 再下請負通知に係る書類を提出すべき場所					
施工体系図 (施工体制台帳に添付)	28	施工体系図 (施工体制台帳に添付)	○	○	○	○	○	○	・受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係 者者が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員等に提出しなければならない。					
退金共証 契約書	29	退金共証受注者用掛金収納書	×	×	○	○	○	○	・工事請負契約締結後ヶ月以内に提出 ・期限内に提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。 ・共済保証金を追加購入したときは、工事完済時までに提出する。					
明書類	30	中小企業退職金共済制度等加入証 明書類	×	×	○	○	○	○	・※法律退金共済制度を用いない理由が中小企業退職金共済制度等その他の制度に加入の 契約書がいる」である場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一ヶ月以内に 監督員に提出する。					
建退共証 手取券	31	建退共証紙受取等	×	×	○	○	○	○	・共済保証紙の購入状況を発注者が把握するため、必要があると認めるとき、その他関係 資料とともに求めある場合がある。					
設計図書 現地確認	32	設計図書照査 確認資料 契約書18条 第1項該当あり 契約書18条 第1項該当なし	×	×	○	○	○	○	・契約書第18条第1項～5号に該当する事実があつた場合、事実が確認できる資料を 監督員に提出し、確認を求めなければならない。以後の対応は契約書18条2～5号に定 らひに10項による。					
工事測量結果	33	工事測量結果 必要あり 設計図書修正 設計図書修正 必要なし	○	○	○	○	○	○	・工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境 界、中心線、綫断、横断等を確認し、工事設計図書と差異が生じた場合、監督員等に測 量結果を速かに提出し、指示を受けなければならぬ。 ・工事設計図書と差異が無い場合、監督員に測量結果を報告する。					
施工状況	34	経緯表	×	○	○	○	○	○	・工事打合せの経緯等を一覧できるよう整理記録する必要がある場合作成する。					
施工管理	35	材料承認関係資料	○	○	○	○	○	○	・設計図書で提出を求めていたる工事材料について、見本または品質を証明する資 料を工事材料を使用するまでに提出する。試験を行うこととしている材料も同じ。 ・共通仕様書に定める工事材料を他用する場合には、その外觀及び品質規格証明書等 を照合して確認した資料を事前に監督員等に提出し、監督員等の確認を受けなければ ならない。 ・一括承認該当の製品は、提示、提出いすれも不要。					
36	工事記録	○	○	○	○	○	○	○	・現場での記録を所定の様式等で毎日記入、保管し、検査時に提出する。					
37	工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	・受注者及び監督員等が、受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示 し、実施されること。 ・承諾：契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員等または受注者が 書面により同意すること。 ・日付原にまじめ、工事記録の後に添付する。						
38	監督日誌	○	○	○	○	○	○	○	長野県建設工事業務処理規程第32条2項					

種別	No.	書類名	契約額 契約額 別不要 書類 500万円未満	受注者	書類作成者 契約担当 監督員等	受注者	書類等作成上の留意事項			書類作成の根拠 書類作成の根拠	
							提出	報告	提示		
工事状況 施工状況	39	変更施工計画書	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・重要な変更が生じた場合、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について提出する。 ・※契約額500万未満であっても、現場で発生した災害等への対応が必要な場合など、重要な変更がある場合は必要 ・現場作業終了後、精算時の契約に伴う変更施工計画書は、協議すべき事項が無いため作成不要	○	○	○	共通仕様書1-1-1-46
							・工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。 ・諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員等に提示しなければならない。なお、監督員等から請求があつた場合は、写しを提出しなければならない。	○	○	○	
							・※地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもつてその解決に当たらなければならぬ。 ・交渉等の内容には、後日紛争となるよう書面で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員等に報告し、指示があればそれに従うものとする。	○	○	○	
	40	関係機関協議資料	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・※「提出」は、設計図書で定められている材料がある場合。 ・材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において提出する場合には遅滞なく提出する。	○	○	○	共通仕様書1-1-1-46
							・受注者は、納入書に打認完了時間に記入し、荷受け職印欄にサインをする。納入書は監理保管し、工事やん工時に提出する。	○	○	○	
	41	地域住民との打合せ資料	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・使用材料等の量を確認する必要がある場合や、納入時期の確認が必要な場合等、監督員等から要請があつた場合、速やかに提出する。	○	○	○	共通仕様書1-1-1-24
							・監督員等の立会が必要な場合、あらかじめ書面または連絡で監督員等に依頼。 ・過積工事表等他の様式による依頼でも可	○	○	○	
	42	材料品質規格証明書	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・受注者は、納入書に打認完了時間に記入し、荷受け職印欄にサインをする。納入書は監理保管し、工事やん工時に提出する。	○	○	○	H12木部通知・現場説明事項 NO.43Uディミクストコンクリート納入書 は対象外
							・段階確認を行ふ構造物等の種別、細別 施工予定期間等を監督員等に報告することにより、NO45の立会依頼を兼ねることができる。 ・監督員等の確認を受けた書面を検査時までに監督員等へ提出しなければならない。 ・監督員等は、段階確認において臨場を机上とすることができるが、受注者は、検査記録表等施工管理記録及び写真等の資料を提出し、確認を受けなければならない。	○	○	○	
安全管理	43	レーミックストコンクリート納入書	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・官公庁の休日・夜間に作業を行う場合、その理由を監督員等に連絡する。 ・現道上の工事については書面により提出しなければならない。	○	○	○	共通仕様書1-1-1-24
							・過積工事表など他の様式でも可	○	○	○	
							・安全教育・訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督員等の請求があつた場合に提出する。	○	○	○	
	44	材料等納入伝票	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・※災害が発生した場合は、応急措置を講じるところに直ちに監督員等に連絡及び関係機関に通報する。	○	○	○	共通仕様書1-1-1-37 土木工事現場必携 共8-47 現場説明書6周辺環境保全関係(4) 過積載の防止
							・※年未年始等一週間程度の現場休業が予想され、受注者が求められる場合、提出する。 ・提出)対策について、施工計画書の施工方法に具体的な記載する。 ・提出)点検記録、写真等を整理・保管し、監督員等の請求があつた場合、提出する。	○	○	○	
	45	立会依頼	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・施工計画書の計画工事表に対して、実施工工程を比較対照して記入。 ・表は、工事内容に応じた方式により作成。 ・応急工事等当初工事計画が困難な工事について省略できる。	○	○	○	土木工事施工管理基準第6(1)
							・履行状況を所定の様式等で報告する。 ・過積工事表など他の様式でも可	○	○	○	
	46	段階確認関係書類 (※必要に応じて作成・提出) ・確認予定期 ・検査記録表等施工管理記録 ・写真	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・官公庁の休日・夜間に作業を行う場合、その理由を監督員等に連絡する。	○	○	○	契約書第11条・共通仕様書1-1-1-34
							・現道上の工事については書面により提出しなければならない。	○	○	○	
工程施工状況 施工状況	47	休日・夜間作業届 ※現道上工事の場合	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・官公庁の休日・夜間に作業を行う場合、その理由を監督員等に連絡する。	○	○	○	共通仕様書1-1-1-47 土木工事現場必携 共8-47 現場説明書6周辺環境保全関係(4) 過積載の防止
							・現道上の工事については書面により提出しなければならない。	○	○	○	
	48	安全教育訓練実施資料	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・安全教育・訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督員等の請求があつた場合に提出する。	○	○	○	土木工事施工管理基準第6(1)
							・提出)対策について、施工計画書の施工方法に具体的な記載する。 ・提出)点検記録、写真等を整理・保管し、監督員等の請求があつた場合、提出する。	○	○	○	
	49	工事事故速報、報告書	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・※災害が発生した場合は、応急措置を講じるところに直ちに監督員等に連絡及び関係機関に通報する。	○	○	○	契約書第11条・共通仕様書1-1-1-34
							・提出)対策について、施工計画書の施工方法に具体的な記載する。 ・提出)点検記録、写真等を整理・保管し、監督員等の請求があつた場合、提出する。	○	○	○	
	50	現場休業届	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・※災害が発生した場合は、応急措置を講じるところに直ちに監督員等に連絡及び関係機関に通報する。	○	○	○	土木工事施工管理基準第6(1)
							・提出)対策について、施工計画書の施工方法に具体的な記載する。 ・提出)点検記録、写真等を整理・保管し、監督員等の請求があつた場合、提出する。	○	○	○	
	51	過積載防止対策	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・施工計画書の計画工事表に対して、実施工工程を比較対照して記入。	○	○	○	土木工事施工管理基準第6(1)
							・表は、工事内容に応じた方式により作成。 ・応急工事等当初工事計画が困難な工事について省略できる。	○	○	○	
	52	実施工工程表	＊500万円未満	監督員等	監督員等	監督員等	・履行状況を所定の様式等で報告する。	○	○	○	契約書第11条・共通仕様書1-1-1-34
							・過積工事表など他の様式でも可	○	○	○	

種別	NO.	書類名稱	受注者作成書類の位置付け		受注者作成書類の位置付け	提出 監督員等 担当	報告 監督員等 担当	提示 監督員等 担当	書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠
			契約額 別不要 書類 500万円未満	発注者 500万円未満						
出来形管理	54	出来形管理表又は出来形管理図		○		○	○	○	・測定等を工事の施工と平行し、速やかに実施し、結果をその都度逐次記録、保管する。 ・出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図を作成し、管理する。 ・測定数が10点未満の場合には出来形管理表のみとする。 ・監督員等の請求に対し直ちに展示する。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(2)
出来形管理	55	80%出来形図・数量計算書		○		○	○	○	・出来形数量を算出するため出来形測量を実施しなければならない。 ・出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出用領収票及び設計図書に従い、出来形数量を算出し、その結果を0%出来形図とともに監督員からの請求があつた場合は速やかに提出する。ただし、工事完成時までに監督員等に提出しなければならない。 ・測定等を工事の施工と平行し、速やかに実施し、結果をその都度逐次記録、保管する。 ・品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理、その管理内容に応じて品質管理表又は品質管理図を作成する。 ・測定数が10点未満の場合には品質管理表のみとする。	共通仕様書1-1-1-25 土木工事施工管理基準第6(3)
品質管理	56	品質管理表又は品質管理図		○		○	○	○	・紙または電子マニュフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに監督員等の請求に対し直ちに展示する。 ・ニコフエスト手続を経過がわかるNO.72の計画表を作成し、検査時までに提出する。 ・本工事に屋外産資材を使用する場合、主要な材料について資材名及び県内産資材を使用しない理由などを記入し、監督員等に提出する。	陳棄物処理法第12条 共通仕様書1-1-1-23
その他	57	産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※産業廃棄物が搬出される工事		○		○	○	○	・紙または電子マニュフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに監督員等の請求に対し直ちに展示する。	特記仕様書
品質管理	58	県外産資材使用報告書		○		○	○	○	・本工事に県外産資材を使用する場合、主要な材料について資材名及び県内産資材を使用しない理由などを記入し、監督員等に提出する。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(2)
品質管理	59	県産土木用材产地証明書		○		○	○	○	・施工計画提出時、監督員の確認を受ける。証明書は、しゅん工書類として提出する。	共通仕様書1-2-2-4-1
下請契約における 契約書類	60	下請契約における 契約書		○		○	○	○	・特記仕様書に記載され、該当事項がある場合に報告する。	特記仕様書
工事書類	61	契約書に係る届出 ※事業者発生事例時		○		○	○	○	・「中間前払金認定請求」、「指定部分完成検査」、「修補関係」、「部分使用関係」等	工事請負契約書
工事書類	62	出来形管理表又は出来形管理図		×		○	○	○	・NO.54により作成した記録を取りまとめ、検査時に提出する。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(2)
工事書類	63	100%出来形図		○		○	○	○	・NO.54の出来形測量の結果が設計図書に示された数量に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていないれば、出来形数量は設計数量とする。	共通仕様書1-1-1-25 土木工事施工管理基準第6(3)
品質管理	64	品質管理表又は品質管理図		×		○	○	○	・品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により検査時までに監督員等へ提出しなければならない。	共通仕様書1-1-1-25 (1)
品質管理	65	品質証明書 ※既存工事の品質證明の対象工事 と既示掲示された場合		○		○	○	○	・建設材料の品質記録保存要領平成21年1月1日最終改正)に基づいて作成し、検査時までに監督員等へ提出しなければならない。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第8
品質管理	66	品質記録保存対象構造物が要領 (に該当する場合)		○		○	○	○	・施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明確できない箇所の施工状況等を写真管理基準(案)により撮影、保管し、検査時に提出しなければならぬ。 ・受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員等へ提出する事ができる。	写真管理基準 電子機器による実施要領 共通仕様書1-1-1-54 土木工事施工管理基準第8
その他	67	工事写真		○		○	○	○		
その他	68	創意工夫・社会性等に関する 説明資料※該当項目有の場合		×		○	○	○		
再生資源利用実施書	69	再生資源利用実施書				○	○		・No.71「再生資源化等報告書」に添付し提出する。 ・提出様式はCORIS(建設副産物情報交換システム、通称コリス)※によることを原則とし、印刷して提出すること(電子データの納品は不要)。 上記によりがたい場合は、監督員と協議するにと り(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換 サービス、利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jacic.or.jp/]」	資源リサイクル法関係省令、 公共建設工事における分別解体等・再生資源等及び再資源活用工事実施 要領土木(2)6口項

種別	NO.	書類名稱	契約額 別不要 書類	書類作成者	受注者作成書類の位置付け	書類等作成上の留意事項				書類作成の根拠
						提出	報告	提示	監査員職員等	
			500万円未満	発注者	監督員等	○	○	○	監査員職員等	
	70	再生資源利用促進実施書	500万円未満	監督員等	監督員等	○	○	○	監査員職員等	
	71	再資源化等報告書	×	○	○	○	○	○	監査員職員等	
契約関係書類				72	マニフェスト集計表	○	○*	○	監査員職員等	
				73	完成通知書(じゅんこうしょ)	○	○	○	監査員職員等	
				74	引渡書	○	○*	○	監査員職員等	
				75	請求書	○	○	○	監査員職員等	

〔工事関係書類について〕

- 1 本一覧表は、長野県土木工事共通仕様書(建設部:H26.8.適用)共通編「1-1-26」[工事しゅん工書類の納品]1.一般事項における「具体的な書類内容及び簡素化出来るもの」を明確に示すものである。
- 2 書類等を作成する順番に配慮して記載しているが、種別によっても整理しており、必ずしも作成する順番になつてない場合もある。
- 3 必要に応じて「提出」する書類については、※により、必要な場合を示している。

〔契約額別不要書類について〕

- 1 一覧表に掲げた書類は、設計図書に指定がある場合に作成しなければならないもの及び下記2項目を除き、提出、報告、提示の区別に關わらず作成・収集等を行う必要がある。
- 2 「契約額別不要書類」欄で「×」の記載がある書類は、法令等の基準により、契約額によって作成する必要がない場合がある書類である。

〔受注者作成書類の位置付けの定義〕

- 1 受注者が監督員等に対し、または受注者が監督員等に対して工事に關わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。
- 2 「契約額別不要書類」欄で「×」の記載がある書類は、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。

〔提出〕

- 1 監督員等が受注者に対し、または受注者が監督員等に対して工事に關わる書面またはその他の資料を示し、説明すること。
- 2 書面とは、手書き、印刷等工事打合せ簿等の工事帳票をも、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

〔報告〕

- 受注者が監督員等に対し、工事の状況または結果について書面により知らせること。

〔提示〕

- 監督員等が受注者に対し、または受注者が監査員等または検査職員に対して工事に關わる書面またはその他の資料を示し、説明すること。

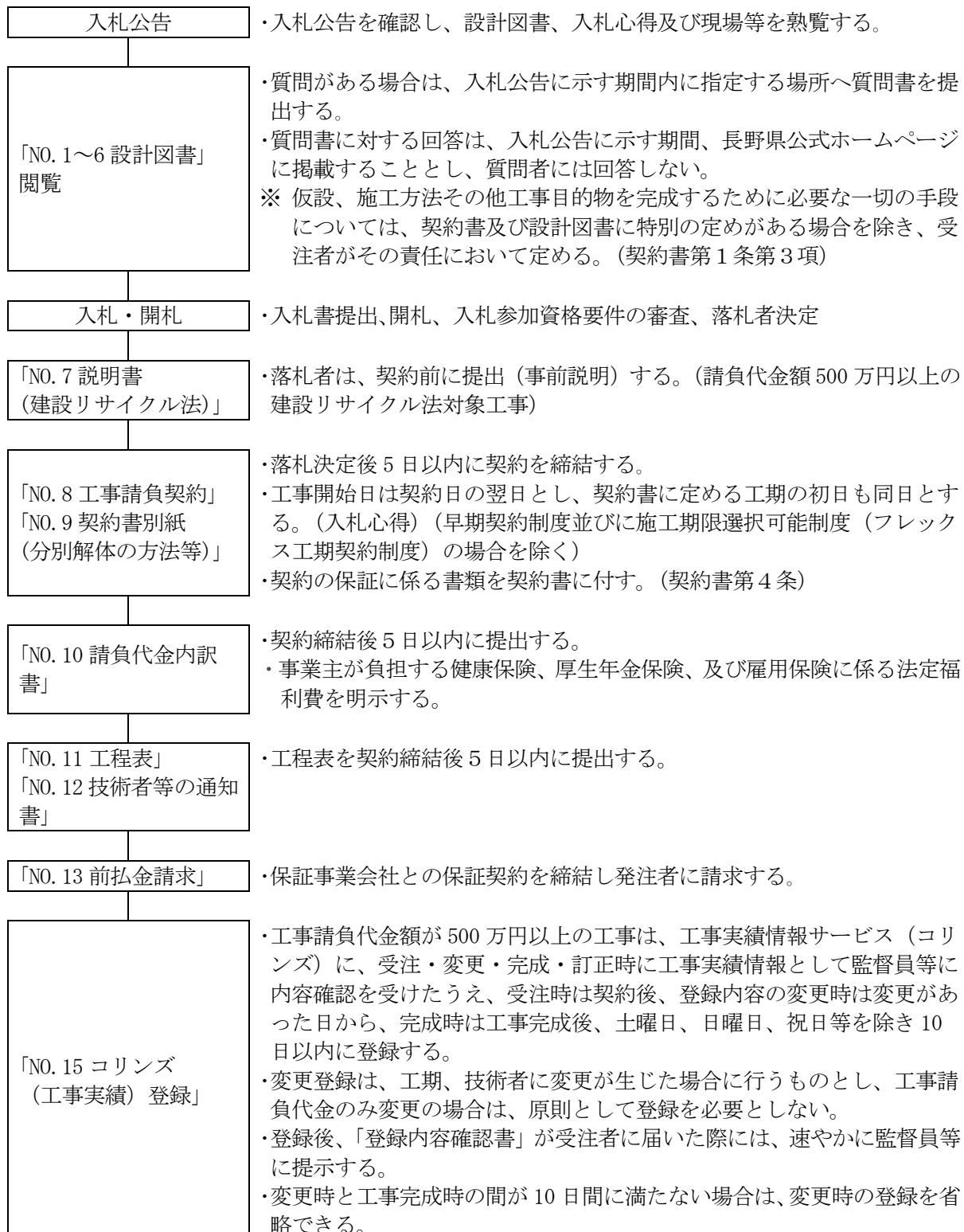
〔連絡〕

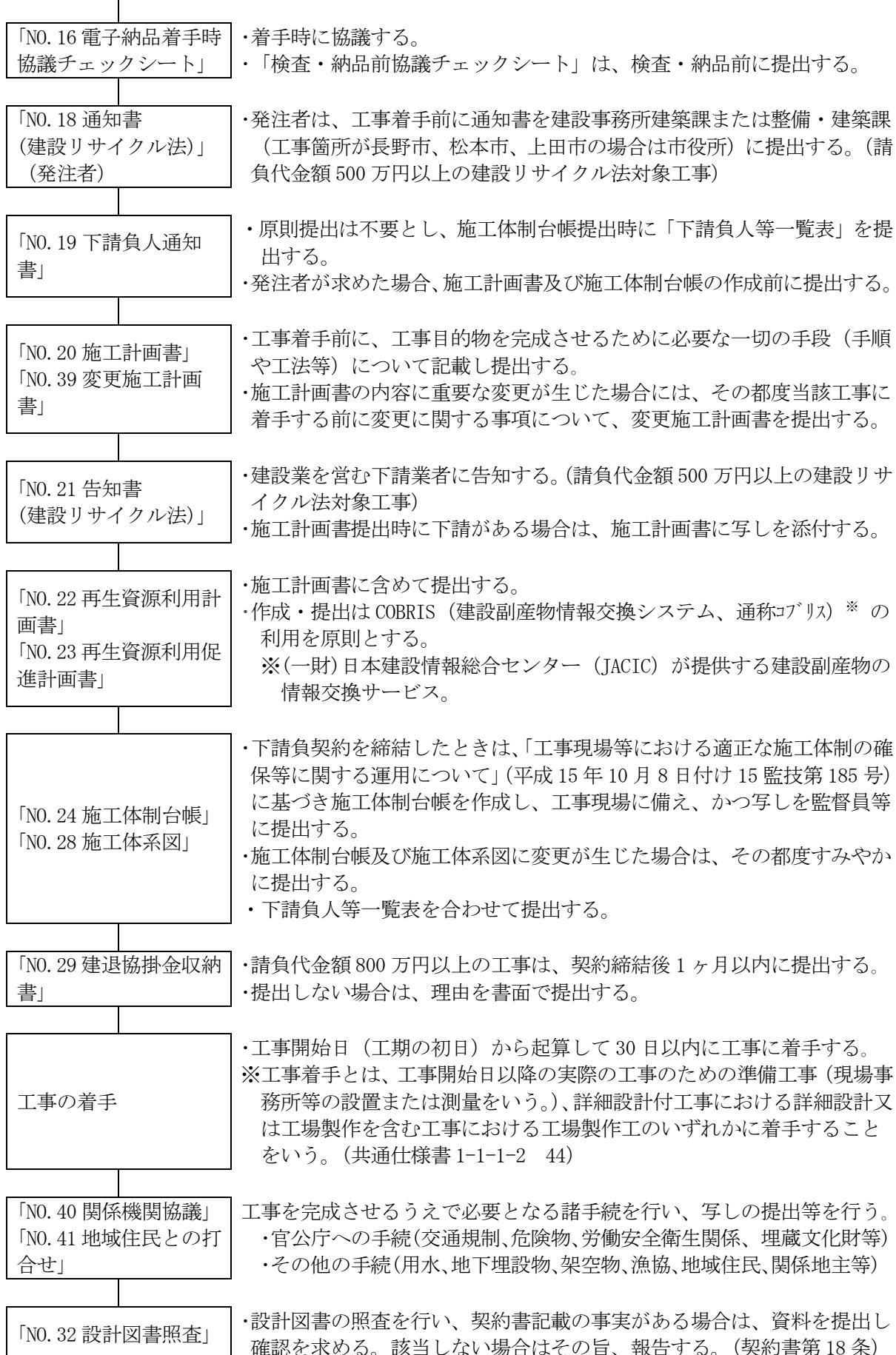
- 監督員等が不要な手段により互いに知らせるること。なお、後日、書面による伝達は不要とする。

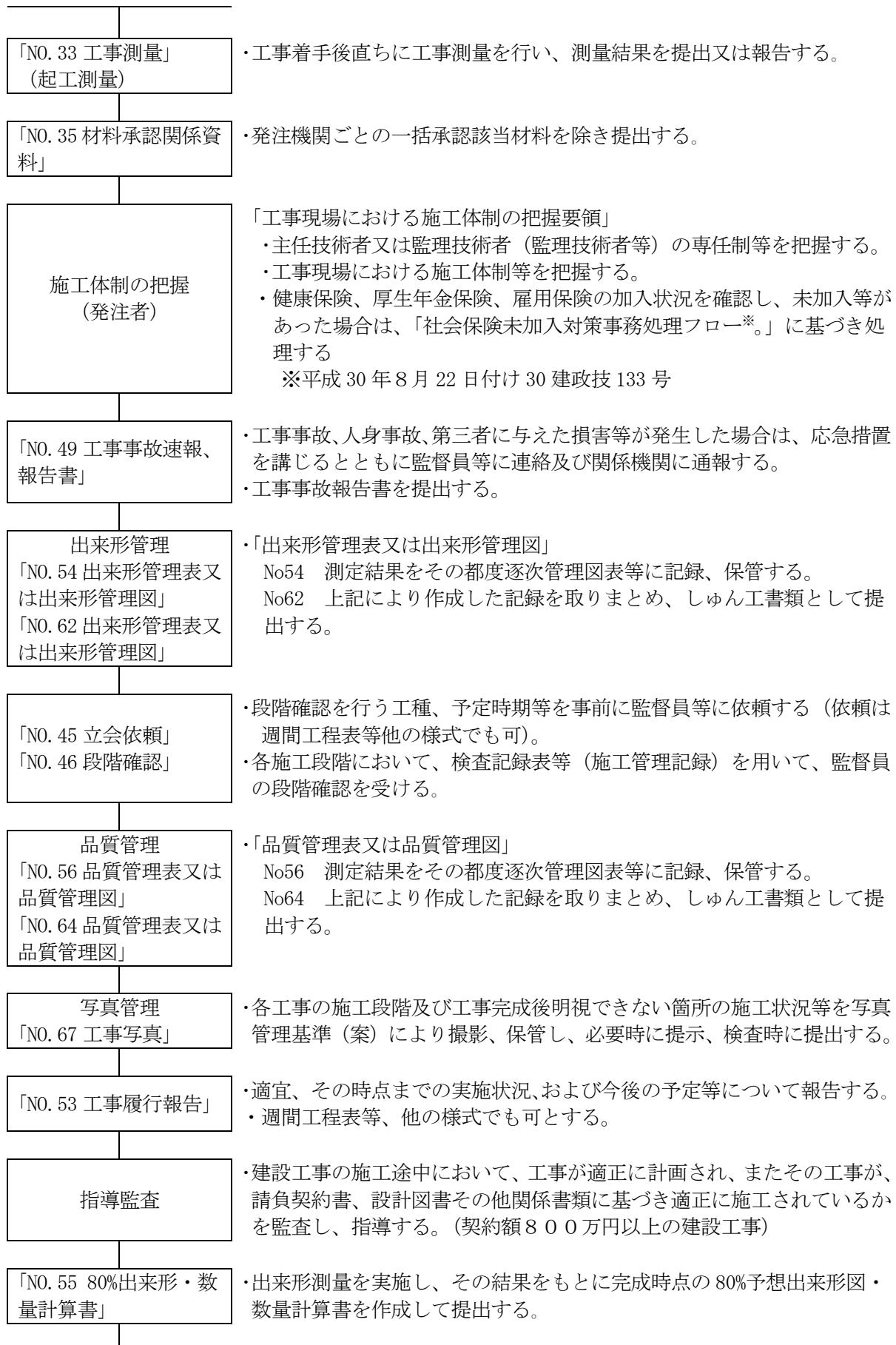
2 事務手順フロー

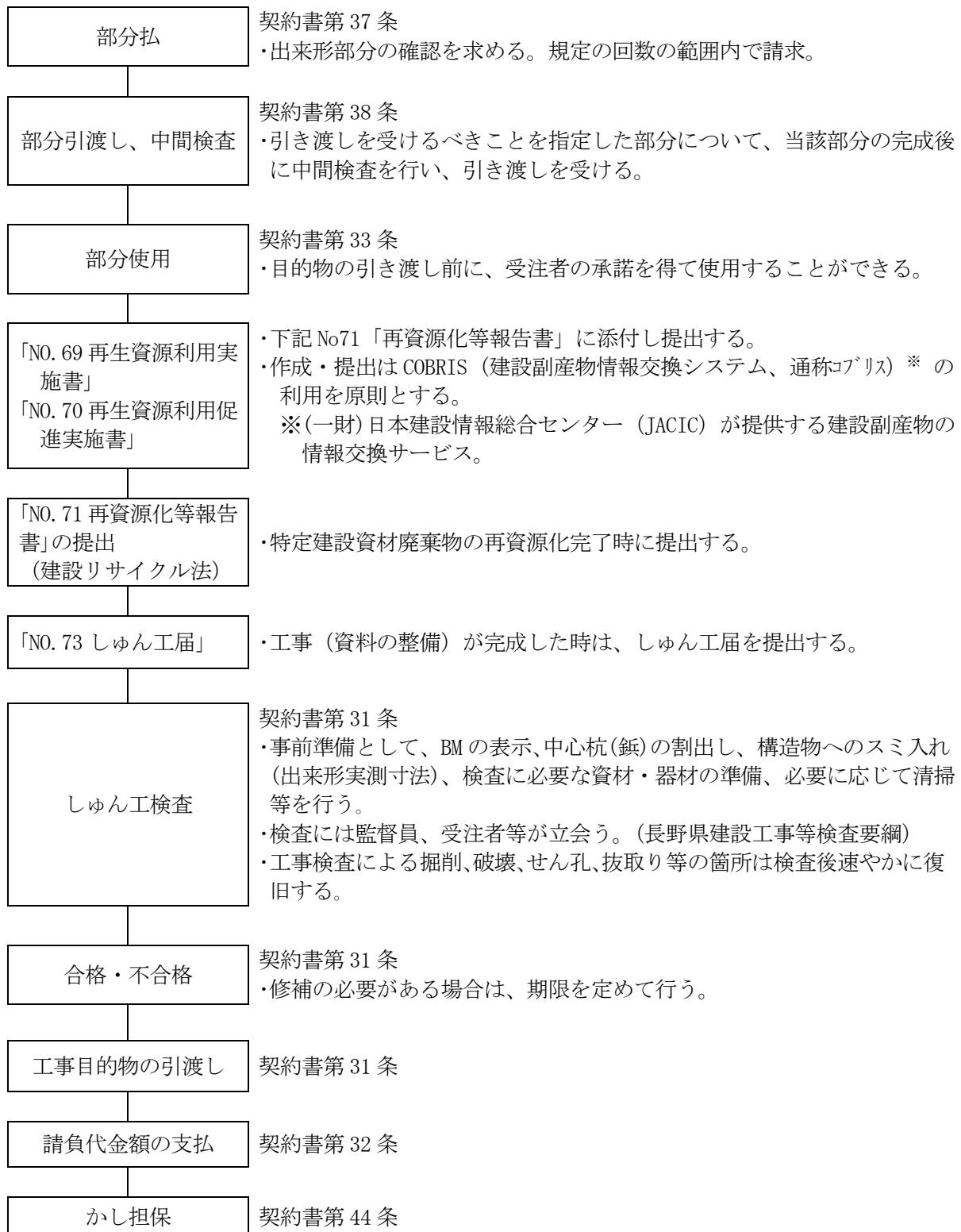
※標準的なフローを示す。建設工事の施工にあたっては、個々の現場の状況により、必ずしも記載の手順どおりになるとは限らない。

※「N0.」は工事関係書類一覧表（案）の番号と同一









3 現場に掲示する標識・看板

種別	番号	名 称	掲示の根拠	掲示の対象者		備考
				工事 関係者	公衆	
法律規則等で掲示が定められている標識等	1	建設業の許可票	・建設業法第40条		○	
	2	労災保険関係成立票	・労働者災害補償保険法施行規則第49条	○		
	3	施工体系図	・建設業法第24条の7 第4項 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項	○	○	
	4	作業主任者	・労働安全衛生規則第18条	○		
準じる標識等	5	建退共シール (設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識)	・建退共制度改善方策について(労働省、建設省、建退共本部 H11.3.18)	○		
	6	道路使用許可証	・許可条件書			携行
	7	道路占用許可証	・長野県道路占用工事共通仕様書第14条	○		占用工事
その他標識等	8	緊急時連絡系統図		○		
	9	工事工程表 (工事工程案内)			○	
	10	安全掲示板		○		

標識・看板例

1 建設業の許可証

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
監理技術者の主任氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	許可(-)第 号
許可年月日	平成 年 月 日

25cm以上

2 労災関係成立票

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成 年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

25cm以上

○保険関係成立年月日 :

- 一括有期事業（請負金額1.9億円未満）・・・会社が保険関係成立届けを労働基準監督署に届けた日、又は毎年の更新日
- 単独有期事業（請負金額1.9億円以上）・・・単独工事の保険関係成立届けを労働基準監督署に届けた日

一括有期事業（下記の要件を満たす場合に、有期事業を一括して1つの事業とみなす）

- ①事業主が同一人であること
 - ②それぞれの事業が建設事業か立木伐採の事業のいずれか一方のみに該当すること。
 - ③それぞれの事業が他の有期事業の全部又は一部と同時に行われること。
 - ④それぞれの事業の規模について、概算保険料額が160万円未満であって、かつ、建設の事業においては、請負金額が1億9,000万円未満、立木の伐採の事業においては、素材の見込み生産量が1,000平方メートル未満であること。
 - ⑤それぞれの事業の種類が、建設業においては、労災保険率表による事業の種類が同一であること。
 - ⑥それぞれの事業に係る保険料納付事務が1つの事務所で取り扱われ、かつ、それぞれの事業がその一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域、又はそれと近接する都道府県の管轄区域内で行われるものであること。
- ただし、「機械装置の組立又は据付の事業」の一括については、地域制限はありません。

4 作業主任者

作業主任者・作業指揮者選任表

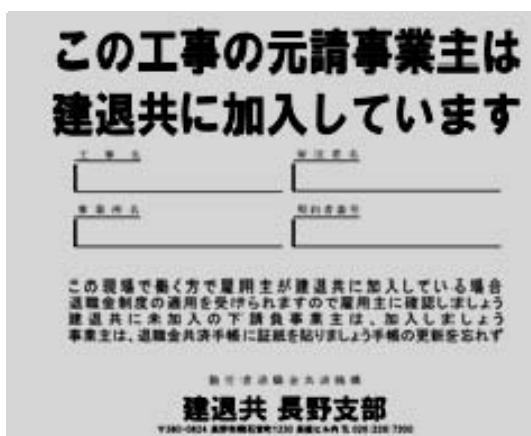
作業区分	選任者	協力会社名	修業年数
地山の掘削作業			
土止め支保工作業			
型ねく支保工の組立て等作業			
足場の組立て等作業			
酸素欠乏危険作業			
鉄骨組立て等作業			
有機溶剤作業			
ガス溶接作業			
コンクリート造工作物の解体等作業			
特定化学物質作業			
くい打機・くい抜機組立解体作業			
クレーン組立解体作業			
リフト組立解体作業			
車両系建設機械作業			

足場の組立て等 作業主任者の職務

1. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
2. 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
4. 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者
氏名

5 建退共シール



7 道路占用許可証

道 路 占 用 使 用 許 可 証					
工事名	許可年月日	許可番号	許可範囲	許可期間	許可権者
板 囲	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日	長
	延長	m	年 月 日	警察署長	
足 代	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日	長
	延長	m	年 月 日	警察署長	
こ 道 構 台	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日	長
	延長	m	年 月 日	警察署長	
道路および 沿道掘さく	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日	知事
	延長	m	年 月 日		
	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日	
	延長	m	年 月 日		

8 緊急時連絡系統図



9 工事工程表

ご近隣の皆様へ

今週の作業予定

月	_____
火	_____
水	_____
木	_____
金	_____
土	_____
日	_____

お気付の点は下記迄ご連絡下さい。

TEL: _____

10 安全掲示板

安全掲示板

H 無災害申記録表

目標時間 1000000 時間
日月日現在 320714 時間
工期平成 年 月 日 - 平成 年 月 日

I 建設用クレーンの標準合図法

J 玉掛ワイヤロープの点検

今月 の点検色は 赤 色です

K お知らせ

L 作業主任者

資格名	会社名	氏名

M 有資格者

資格名	会社名	氏名